

SSHに関する質問事例  
(Q15 追記・Q34 追加)

～：～：～：～ 目次 ～：～：～：～

- Q 1. SSH指定第V期に向けた申請も可能か？
- Q 2. 「開発型」と「実践型」, 「先導的改革型」, 「認定枠」の違いについて教えてほしい。
- Q 3. 「科学技術人材育成重点枠」について教えてほしい。
- Q 4. SSH申請時の注意点は？
- Q 5. 中高一貫教育校(中等教育学校, 併設型及び連携型中学校・高等学校)が事業を行う際, 中学校段階での取組は対象となるのか？
- Q 6. 農業高校や工業高校などの専門高校もSSHに応募できるのか？
- Q 7. 経過措置校の位置付けについて教えてほしい。
- Q 8. 今年度指定終了校が, 来年度以降新規で新たにSSHに応募することは可能か？
- Q 9. 科学的な探究活動として「理数探究」などを教育課程上に必ず設定することとされているが, その適用すべき範囲, 配慮事項等について教えてほしい。
- Q 10. 研究開発テーマが例示されているが, それについて教えてほしい。
- Q 11. 運営指導委員会を第三者によって組織するとあるが, それについて教えてほしい。
- Q 12. 大学との接続とは具体的にどのようなものを想定しているのか？
- Q 13. 「国際性」をうたっているが, どのような取組が支援対象になるのか？
- Q 14. 今までに支援できなかった事例を教えてほしい。
- Q 15. 連携協力を行う学校に係る費用は支援対象となるのか？
- Q 16. 「科学技術人材育成重点枠」のうち, 高大接続枠及び認定枠に係る広域連携枠以外については, 金額を選択して応募することになるが, 審査の結果, 応募した金額ではなく, 下位の金額で採択されることはあるのか？
- Q 17. 特例を用いた教育課程を編成する上での注意点について教えてほしい。
- Q 18. 経過措置校の申請について, 現行の実施計画から変更を行う際の注意点について教えてほしい。
- Q 19. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「地球規模問題に関わる社会との共創」では, どのような取組が支援対象となるのか。
- Q 20. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「地球規模問題に関わる社会との共創」での取組を実施する上での留意点を教えてほしい。
- Q 21. 基礎枠実践型(Ⅲ期目, Ⅳ期目)の審査の観点「その他の研究開発内容」

において、4項目から2項目以上を必ず選択して実施計画書に記載することとなっているが、選択する項目によって審査に有利・不利等が生じることはあるのか？また、3～4項目選択した場合は、2項目だけを選択した場合より加点され有利になるのか？

Q 22. 例えばⅡ期目の指定終了から10年以上経過しているような場合で、研究仮説を一から設定・検証し、新規性のある教育課程等の研究開発を希望する場合、基礎枠開発型として申請可能か？

Q 23. 海外研修の支援を受ける際の事務手続きに関する注意点について教えてほしい。

Q 24. 「科学技術人材育成重点枠」については、最長5年の申請が可能であるところ、4年目・5年目の支援額は、それぞれ約6分の5、約3分の2とされているが、支援期間の考え方について教えてほしい。

Q 25. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「広域連携」及び「海外連携」は、オンライン等を活用しながら取り組むこととされているが、オンライン等環境の整備に係る経費は支援の対象となるのか？

Q 26. 卒業生の状況把握の結果は、中間評価や新規採択の審査結果に影響するか。

Q 27. 一部の卒業生の状況把握ができなかった場合、指定の取消や支援された経費の返還が必要になるか。

Q 28. 卒業生の状況把握にかかる費用は国から支援されるか。支援されない場合、指定期間中はSSH事業の経費として計上できるか。指定が終了した後、卒業生の状況把握にかかる費用の財源として考えられるものは何かがあるか。

Q 29. 生徒の卒業後の状況を継続的に把握するための工夫について教えてほしい。

Q 30. 経過措置校は、文部科学省が実施する「研究開発学校」等の研究指定事業の指定を受けることができるか？

Q 31. 必要となる教育課程の特例が指定期間中の在籍生について入学年度で異なる場合、「(8)課題研究に係る取組」と異なり、記入要領上、記入方法が記載されていないが、こちらについても、表を複製するなどして、計画している内容をそれぞれ記入することで良いか？

Q 32. 普通科の理数教育を充実させるため、同科の生徒にも理数数学Ⅰを履修させることを検討しているが、理数数学Ⅰの履修を以て数学Ⅰの履修に替えることはできるか？

Q 33. 「認定枠」において、成果の発信・普及として必ず行うべきこととして何かがあるのか。

Q 34. 複数の募集類型について、併せて応募することは可能か。

※高大接続枠については「高大接続枠に関するQ & A」を参照。

Q 1. S S H指定第V期に向けた申請も可能か？

A 1. 可能である。ただし、S S H V期目の学校は基礎枠の「先導的改革型」として位置付けられ、長期指定校ならではのノウハウや特色・強みを生かし、卓越した研究開発を通じ、科学技術人材育成システムを先導する役割が求められることから、第IV期までの成果が十分に出ていると評価・分析されていることなどに加え、科学技術人材育成におけるシステム上の課題を自ら設定し、当該課題に挑戦する意欲的な研究開発内容となっている必要がある。取り組む研究開発課題が我が国全体の科学技術人材育成システム改革に寄与することに加え、取組の内容が我が国全体のトップの水準にあることが求められている。なお、「先導的改革型」は、多くのS S H校に裨益し、国家戦略としての科学技術人材育成に有益な研究開発課題設定を求めるものであることから、重点枠の申請は認められない。

Q 2. 「開発型」と「実践型」、「先導的改革型」、「認定枠」の違いについて教えて欲しい。

A 2. 「開発型」及び「実践型」は、いずれも5年間、理数系教育に関する研究開発を通じて、世界を牽引する科学技術人材の育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くすることを趣旨・目的とするものである。

「先導的改革型」は、令和2年度の指定から新設された募集区分であり、S S H V期目の指定を希望する学校が応募できる類型である。指定期間は3年間である。IV期目までとは異なる枠組みであり、科学技術人材育成におけるシステム上の課題を自ら設定し、当該課題に挑戦する意欲的な研究開発を実施する学校を指定することを想定している。

「認定枠」は、上記の各類型とは異なり、基礎枠としての予算支援を受けずに、科学技術人材育成の全国的なモデルとして、これまで培ってきた特色や強み、S S H指定校としての認知度・ブランドを生かしながら多様な取組を展開し、これまでの研究開発の成果を一般校も含めて普及することを期待する類型である。

**開発型**：理数系教育に関する教育課程等の研究開発を中心に事業を行う。  
申請校には、S S Hの実施経験は問わないが、先導的改革型の申請条件を満たす場合は申請不可。

**実践型**：今までに開発してきた教育課程等を基にして、実践的な研究開発を通じた科学技術人材の育成を中心に事業を行う。このため、申請校は、過去にS S Hを実施していることが必要である一方、新規の研究開発の仮説を立てる必要はない。

**先導的改革型**：科学技術人材育成におけるシステム上の課題を自ら設定し、当該課題に挑戦する意欲的な研究開発を行う。

**認定枠**：科学技術人材育成の全国的なモデルとしてこれまでの研究開発の成果を基にした多様な実践活動を展開・普及する。

Q 3. 「科学技術人材育成重点枠」について教えてほしい。

A 3. 「科学技術人材育成重点枠」は、SSH基礎枠（開発型、実践型、認定枠）の取組に加え、最長を5年間とし、複数年間、科学技術人材の育成に係る更なる取組を行う場合、申請することとなる（認定枠は広域連携枠のみ）。申請の際は、区分、期間、金額の各項目について1つを選び、申請することになる。なお、先導的改革型及び経過措置は、重点枠の支援対象外となる。

Q 4. SSH申請時の注意点は？

A 4. 本事業は理数系教育に関する研究開発を通じて、世界を牽引する科学技術人材の育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くする事業であり、設備整備や活動支援のための補助金ではないということに留意すること。また、各SSH指定校は、期数に応じた取組の高度化・深化が期待されているので、留意すること。その際、「SSH指定校の目指す姿（イメージ）」を参考にすること。今年度で指定期間の終了するSSH指定校が新たにSSH（5年間）に申請する際は、これまでの研究内容を単に継承する趣旨ではなく、その研究における成果や課題を踏まえた上で、より改善を図った新たな研究や発展的な研究を行う趣旨であることに留意すること。

また、学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育課程の特例は適切に用いた計画とすること。

Q 5. 中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）が事業を行う際、中学校段階での取組は対象となるのか？

A 5. 本事業では、高等学校段階での取組を主体とするものの、教育課程の研究開発も含め、中学校段階における取組を排除しないが、実施の可否については、審査の結果による。中高一貫教育校において、中学校段階においても取組を実施することを計画している場合は、その旨を実施計画書に必ず明記すること。ただし、中学校段階での教育課程の特例は本事業では扱わないことに留意すること。

Q 6. 農業高校や工業高校などの専門高校もSSHに応募できるのか？

A 6. 将来の科学技術を担う人材を育成するために研究開発を行うことがSSHの事業目的であり、将来の科学技術人材が特定の学科のみから輩出されるには限らないことから、多様な学科でそのような目的の教育課程を開発することの意義は大きいものである。このようなことから、先進的な理数系教育を通じて、世界を牽引する科学技術人材育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くするSSHの事業趣旨・目的に沿った計画であれば、職業教育を主とする学科であっても、そのこと自体で応募上不利になることはない。また、専門学科という専門性の中でも生徒の自主性・主体性を重視した取組を行っていくことが望まれる。

Q 7. 経過措置校の位置付けについて教えてほしい。

A 7. 前年度までの指定校に対し、その実施成果を踏まえ、希望する指定終了時期までの1年間又は2年間について経過措置を講じるものである。したがって、前年度までの実施計画に基づいた実施計画とする必要がある。また、対象となる生徒について制限はないが、経過措置終了後は、教育課程の基準に従った教育課程を編成・実施する必要があるため、適切な実施計画とすることが求められる。なお、経過措置期間が終了すれば、新たにSSHに応募することができる。例えば、令和4年度から経過措置2年間の希望し、認められた場合、令和5年度について新たに応募することはできないが、令和6年度からは応募が可能。また、経過措置1年間の希望し、認められた場合、令和5年度から新たに応募することができる。

Q 8. 今年度指定終了校が、来年度以降新規で新たにSSHに応募することは可能か？

A 8. 指定期間が終了した上であれば、新たにSSHに応募することが可能である。指定期間途中における新たな申請への切替はできない（2年間の経過措置校も、その途中における新たな申請への切替はできない。）。平成29年度指定校は、令和3年度で指定が終了するため、継続して新たに5年間SSH（継続新規）に応募することができる。なお、経費支援上限額については新規と同様ではなく、SSH指定時に支援を受けたことを勘案した金額となる。

Q 9. 科学的な探究活動として「理数探究」などを教育課程上に必ず設定することとされているが、その適用すべき範囲、配慮事項等について教えてほしい。

A 9. 原則、SSH事業の主対象となる全生徒とする。SSH事業の主対象ではなく、外部講師等による講演会などにのみ参加する生徒は、その限りではない。

開設学年等については、学習指導要領などに基づき、各学校において適切に判断することとなるが、設定する科学的な課題研究が系統性を持ったものとなるよう配慮することが望まれる。また、充実した課題研究を行うことを考慮した十分な単位数が設定されていることや、学校が主体となった充実した指導体制・支援体制の構築が望まれる。その際、大学、企業等の多様な主体との連携による活動の活性化が望まれる。

なお、研究開発の実施に当たっては、科学的な探究活動を教育課程上に必ず設置する必要があるが、応募要領においては、SSHにおける取組の成果等が踏まえられた「理数探究」を例示として挙げているが、独自の学校設定教科・科目の設置によること等も考えられる。

Q 10. 研究開発テーマが例示されているが、それについて教えてほしい。

A 10. 別添3に示した研究開発テーマは、これまで研究開発が十分に行われてこなかったテーマ等であり、申請校が研究開発テーマを検討する上で積極的に取り上げてもらいたいものとして、参考にできるようにしたものである。なお、例示したテーマに関する研究開発でなければ採択されないというもので

はない。

Q 11. 運営指導委員会を第三者によって組織するとあるが、それについて教えてほしい。

A 11. 運営指導委員会には、公正・中立的な立場で、SSH指定校におけるSSHの運営に関し、専門的見地から指導・助言を行うことが求められている。このため、構成員は、自管理機関、当該校、文部科学省、SSH企画評価会議、JSTの委員会の者や連携協力者等ではない第三者とする必要がある。また、大学附属の学校で、SSH事業の管理運営の中心としての役割は担っていない専門性をもった自大学の教員が構成員となることはこの限りでない。

Q 12. 大学との接続とは具体的にどのようなものを想定しているのか？

A 12. SSHの多くの高校は、大学と協力した授業・講座の開催や、大学教員による課題研究の指導など、大学との連携を盛んに行っている。このような取組の中で、大学進学後に必要とされる資質・能力を伸ばす生徒が多数いることから、例えば、新たな入学者選抜の仕組みの検討や、こうした生徒を受け入れる大学におけるカリキュラムの構築・AP (Advanced Placement) プログラムの開発など高校生を対象とした大学レベルの教育機会の提供などの取組を期待するものである（別添3も参照のこと）。

「大学との接続」に関する研究開発において必要な経費は、協力関係にある大学研究者の調査研究経費についても支援対象にすることが可能である。なお、具体的な支援内容については、「大学との接続」に関する研究計画をもとにJSTに相談すること。当該研究開発においても、学校及び管理機関が主体的に関わることが望まれる。

Q 13. 「国際性」をうたっているが、どのような取組が支援対象になるのか？

A 13. 基本的に、支援対象については今までと同様、「科学技術、理科・数学教育」に関連する費用に限定される。例えば、科学技術英語の教材・講師謝金等は対象になるが、一般英会話などの教材・講師謝金等は対象にならない。

また、「科学技術、理科・数学教育」の研修を目的とした生徒の海外研修については、科学技術系の大学・研究所などでの講義の受講・実習・見学などや、科学技術分野の学会・ワークショップなどへの参加が対象となる。原則としての基準は以下のとおり。

- ・対象者：研修参加生徒，引率教員
- ・対象費目：①引率教員に関しては渡航費，宿泊費  
②参加生徒に関しては渡航費  
③学会・ワークショップ等への参加費，講義などの受講料・謝金，実験・実習の消耗品代 等

なお、海外研修については、一部の生徒の活動とならないように十分に配慮し、学校としてより多くの生徒に還元するように企画・実施することが望

まれる。

Q 14. 今までに支援できなかった事例を教えてください。

A 14. S S H事業の支援に対する目的から、科学技術、理科・数学に関するものでなければならず、支出が過去にできなかったものは以下のようなものである。また、適切な経理手続き（J S Tの会計規程に基づく処理）が進められないものは支援できないことがある。

- (1) 科学技術、理科・数学教育に関係ない、又はかかわりが薄い費用（語学のみを対象とした研修や役務、美術館・文化博物館等の科学技術に関連のない分野の見学）
- (2) 教師用指導書（指導用デジタル教材、教科書等）等、教科書教授用資料
- (3) 年間行事等、S S H指定以前から既に定例化しているものに対する費用
- (4) S S Hの成果に関係のない、学校そのものの広報に関する費用
- (5) 施設の整備、施設に固定する備品
- (6) 既存の設備や備品の改造費、修理費、及び本来学校運営上整備が必要なもの
  - ・体育館に備え付けの大型スクリーン等
- (7) 机、書棚、保管庫等、学校の施設整備に関する費用
- (8) 常勤教員の人件費（休日出勤手当、時間外勤務手当等含む）
- (9) 工事費（学校の施設・設備に変更を加える工事）
  - ・200Vを追加する電源工事等
- (10) 委託費（運営・運用や開発などを、外部の業者にすべて任せてしまうような性質のもの）
  - ※役務費に関してはJ S Tで内容を精査検討する。
- (11) 予備費のような支出目的が未定な費用
- (12) 大規模なパソコン関連備品等の購入等、情報化施策との切分けが困難な費用（但しデータ分析用等、S S Hでのカリキュラム遂行上不可欠なものについては、適切な数量を認める）
- (13) 飲食代、生徒の資格取得費用等、特定個人の利益に資する費用
- (14) 電話代、光熱費、プロバイダー費等、他の目的との切分け等の理由で算出困難な費用
- (15) その他、事業を遂行する上での必要性に鑑み、不適當なもの（数量、目的、内容が不明確なもの）

Q 15. 連携協力を行う学校に係る費用は支援対象となるのか？

A 15. S S H経費は、原則として、指定校の取組を支援対象とし、連携協力を行う学校に係る支援については、科学技術人材育成重点枠又は先導的改革型に申請し採択された指定校にかかる実施計画に基づく事業計画に、連携協力を行う学校等が連携校として明記されている場合に支援可能としている。

なお、年度途中に新規に連携校を追加したい場合、事業計画の変更が必要になるので、期間に余裕をもってJ S Tに相談すること。

Q16. 「科学技術人材育成重点枠」のうち、高大接続枠及び認定枠に係る広域連携枠以外については、金額を選択して応募することになるが、審査の結果、応募した金額ではなく、下位の金額で採択されることはあるのか？

A16. 原則として申請された金額（500万円；700万円；1,000万円；1,300万円のいずれか）に応じた審査・採択がなされるが、予算編成過程や申請内容の状況等を踏まえ、申請とは異なる金額での採択を認める可能性がある。

なお、申請された金額は上限であり、どの金額に申請するかにかかわらず、金額は査定されることがある。

Q17. 特例を用いた教育課程を編成する上での注意点について教えてほしい。

A17. 「開発型」、「実践型」、「先導的改革型」及び「経過措置」のSSH指定校においては、教育課程の基準によらない教育課程を実施することができるが、その場合には、卒業の段階で高等学校教育の目標を概ね達成していること及び理数系教育に関する教育課程の改善に資する実証的資料が得られることが求められる。例えば、次のような教育課程の特例については慎重な判断を行うこととなる。

- (1) 数学及び理科の科目について、代替措置がなく、標準単位数を下回る場合
- (2) 数学、理科以外の必修教科・科目が、
  - ・ 2単位（体育にあっては7単位）を下回っていて、代替措置が講じられていない場合
  - ・ 代替措置があっても1単位を下回っている場合
- (3) 「総合的な探究の時間」で、探究的な学習を実施する科目（課題研究など）での代替措置を行わず、代替措置を合わせて、原則3単位以上履修させていない場合
- (4) 専門学科における専門教科・科目を代替措置がなく、履修させない場合
- (5) 専門学科における専門教科・科目の単位が代替措置を含め25単位を下回る場合
- (6) 専門学科において、専門教科以外で5単位を上回り代替する場合
- (7) 受験科目に著しく偏った教育課程と見なされる場合
- (8) 特例を用いることの意義が明確でなく、具体的な必要性が見受けられない場合

また、「認定枠」においては、SSHの趣旨及びこれまでの自らの研究開発の成果を踏まえつつ、当該校又は当該校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成、実施することができる。なお、当該特別の教育課程においては、学習指導要領において全ての生徒に履修させる内容として定められている事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されているほか、別紙様式3-1-3の4に示す教育上の適切

な配慮が全てなされていることが求められる。

Q 18. 経過措置校の申請について、現行の実施計画から変更を行う際の注意点について教えてほしい。

A 18. 現行の実施計画から変更がある場合には、当該変更内容を変更履歴で示したものを併せて提出することになる。それらの提出された資料で変更の適否を見ることになるが、その確認においては、計画全体として取組が縮減、後退していないかを主に見ることになる。

Q 19. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「地球規模問題に関わる社会との共創」では、どのような取組が支援対象となるのか。

A 19. 例えば、生徒が自主的・主体的に設定した地球規模の社会課題の具体的な研究テーマについて、組織的に地域の企業、研究機関、NPO法人等と密接に連携・協力し、科学的探究に取り組むことで、社会における新しい価値の創造を志向する人材を育成することなどが考えられる。その他、地球規模の課題を、他校の生徒も含めて探究する全国的なコンソーシアムをコーディネートしていくことなども考えられる。

Q 20. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「地球規模問題に関わる社会との共創」での取組を実施する上での留意点を教えてほしい。

A 20. 「地球規模問題に関わる社会との共創」の視点を、より多くの生徒が身に付けられるよう工夫が必要である。ただし、本重点枠で指定されていることをもって、全ての課題研究のテーマが「地球規模問題に関わる社会との共創」に限定されるものではないため、課題の設定に当たっては、生徒の自主性・主体性を尊重するよう留意すること。取り組むに当たっては、学校が主体的・組織的に他機関と連携する体制を構築することが重要であり、地域の企業、研究機関、NPO法人等と密接な連携・協力を図り、生徒の科学的探究活動を組織的に支援できることが望まれる。

また、提言策定や製品開発等の成果ではなく、科学的探究活動に基づいた取組とするとともに、社会における新しい価値の創造を志向する人材の育成につながる取組となるよう留意すること。

Q 21. 基礎枠実践型（Ⅲ期目、Ⅳ期目）の審査の観点「その他の研究開発内容」において、4項目から2項目以上を必ず選択して実施計画書に記載することとなっているが、選択する項目によって審査に有利・不利等が生じることはあるのか？また、3～4項目選択した場合は、2項目だけを選択した場合より加点され有利になるのか？

A 21. 4項目の位置付けは並列であり、特定の項目を選択した、または選択しなかったことにより審査において損益が生じることはない。自校の研究開発内容等に照らして適切な項目を選択すること。審査においては、選択された項目に対し、現状の分析やこれまでの実績を踏まえ、具体的かつ成果の期待できる取組が計画されているか等の観点から評価する。

また、Ⅲ期目・Ⅳ期目の審査の観点においては、「必ず2項目以上」選択することとしているが、選択した項目数に応じて加点されるものではない。なお、Ⅰ期目・Ⅱ期目の審査の観点においては、「原則2項目」選択することとしているが、学校が3項目以上の計画を予定している場合には、3項目以上記載することを必ずしも妨げるものではない。

Q 22. 例えばⅡ期目の指定終了から10年以上経過しているような場合で、研究仮説を一から設定・検証し、新規性のある教育課程等の研究開発を希望する場合、基礎枠開発型として申請可能か？

A 22. 基礎枠開発型（継続新規）として申請可能。審査の観点については、その内容に鑑み、Ⅰ期目の観点を適用する。ただし、経費支援上限額については、過去のSSH指定時に支援を受けたことを勘案した金額となる。

Q 23. 海外研修の支援を受ける際の事務手続きに関する注意点について教えてほしい。

A 23. 海外研修の支援は、SSH指定校による入札・見積合わせ等の適切な競争により旅行業者を選定し、JSTは費用の一部である応分の額（限度額あり）を指定校に支援する。入札等による調達等に時間を要するため、原則として海外研修の開始時期を7月以降とする。なお、JSTの会計規程等に則し、指定校による旅行業者の選定に不備等がある場合、支援できない場合がある。

Q 24. 「科学技術人材育成重点枠」については、最長5年の申請が可能であるところ、4年目・5年目の支援額は、それぞれ約6分の5、約3分の2とされているが、支援期間の考え方について教えてほしい。

A 24. 上記の支援額の減額については、平成31年度以降に「科学技術人材育成重点枠」の指定を受けた学校に適用する。「科学技術人材育成重点枠」の支援が終了し、再度「科学技術人材育成重点枠」の支援を受け、支援期間がのべ4年以上となる場合でも、「科学技術人材育成重点枠」の支援期間の合算は行わず、再度指定を受けた時点から起算する。なお、同じ内容の「科学技術人材育成重点枠」の指定を継続して受ける際は、基礎枠と同様、前期からの進化が求められることに留意すること。

Q 25. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「広域連携」及び「海外連携」は、オンライン等を活用しながら取り組むこととされているが、オンライン等環境の整備に係る経費は支援の対象となるのか？

A 25. 別添5の4.（2）に記載のとおり、原則として経費支援の対象とならない。GIGAスクール構想の実現に向けた支援や地方財政措置等も活用しながら、オンライン等環境の整備を図っていただきたい。

Q 26. 卒業生の状況把握の結果は、中間評価や新規採択の審査結果に影響するか。

A 26. 卒業生の状況把握に係る保護者や生徒の理解を図り、契約書（又は覚書）

に規定する卒業生の状況把握のために追跡調査等の所要の取組を行ったのであれば、卒業生の回答率が不十分であったり、把握した結果から卒業生の活躍が十分に見えなかったりしたとしても、そのことを以て中間評価や新規採択の審査の結果に直接影響することは想定していない。

ただし、得られた結果をどのように分析して評価し、どのように以後の計画の見直しや取組の改善につなげているかは、中間評価や新規採択の審査の際に考慮されることが見込まれる。

Q 27. 一部の卒業生の状況把握ができなかった場合、指定の取消や支援された経費の返還が必要になるか。

A 27. 卒業生の状況把握について、国が指定している項目は、今後の SSH 事業の継続的な成果検証や成果の普及に必要となるため、把握をお願いするものである。他方、状況把握が一部困難であったとしても、ただちに指定の取消しや経費の返還に至るものではない。

Q 28. 卒業生の状況把握にかかる費用は国から支援されるか。支援されない場合、指定期間中は SSH 事業の経費として計上できるか。指定が終了した後、卒業生の状況把握にかかる費用の財源として考えられるものは何か。

A 28. SSH 指定期間内においては、卒業生の状況把握に係る費用を、SSH 事業の経費として計上することが可能である。

また、指定が終了した後においては、例えば、他の調査と併せて把握する場合において、企業や財団等からの支援を受けること等が考えられる。ただし、この場合、SSH における卒業生の状況把握として必要な承諾を対象者から得るなど、所要の措置を遺漏なく講じるよう留意されたい。

Q 29. 生徒の卒業後の状況を継続的に把握するための工夫について教えてほしい。

A 29. 例えば、在学中に生徒に卒業後の追跡調査の実施を予告し、あらかじめ協力を依頼しておくことが考えられる。また、SSH 事業全体の成果の把握・検証に当たって必要な情報が得られる場合には、同窓会組織等と連携・協力することにより、SSH 独自の追跡調査を行うのではなく、既存の枠組みを活用して把握すること等も考えられる。

Q 30. 経過措置校は、文部科学省が実施する「研究開発学校」等の研究指定事業の指定を受けることができるか？

A 30. 経過措置校についても、原則として受けることはできない。

Q 31. 必要となる教育課程の特例が指定期間中の在籍生について入学年度で異なる場合、「(8) 課題研究に係る取組」と異なり、記入要領上、記入方法が記載されていないが、こちらについても、表を複製するなどして、計画している内容をそれぞれ記入することで良いか？

A 31. お見込みのとおり。

Q 32. 普通科の理数教育を充実させるため、同科の生徒にも理数数学 I を履修させることを検討しているが、理数数学 I の履修を以て数学 I の履修に替えることはできるか？

A 32. できない。なお、研究開発の実施に当たって、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、適切な学校設定科目を独自に設定し、当該科目の履修をもって数学 I 又は理数数学 I の履修の一部又は全部に替えようとする場合には、実施計画書にその旨を明記して申請し、必要な教育課程の特例として認められることは考えられる。

Q 33. 「認定枠」において、成果の発信・普及として必ず行うべきこととして何があるのか。

A 33. 「認定枠」を含め、SSH指定校又はその管理機関において、当該指定校における取組の成果・実績を毎年度公表する必要がある。なお、その具体的な方法としては、あくまで例であり、全てを実施する必要はないが、成果物のHPへの掲載や、成果に関する他校との情報共有の機会の確保等が考えられる。

Q 34. 複数の募集類型について、同一年度に併せて応募することは可能か。

A 34. ある一つの基礎枠の類型とある一つの科学技術人材育成重点枠の類型にはおおむね併せて応募できる（詳細は、別添 1 の別紙 1 参照）が、同一年度にそれぞれの枠のうち複数の類型に併せて応募することは、いずれも認められない。例えば、同一年度に実践型と広域連携枠には併せて応募できるが、先導的改革型と認定枠に併せて応募することや、広域連携枠と海外連携枠に併せて応募することは認められない。なお、認定枠については、その性格上、経過措置についても、同一年度の応募は認められない。

※高大接続枠については「高大接続枠に関する Q & A」を参照。